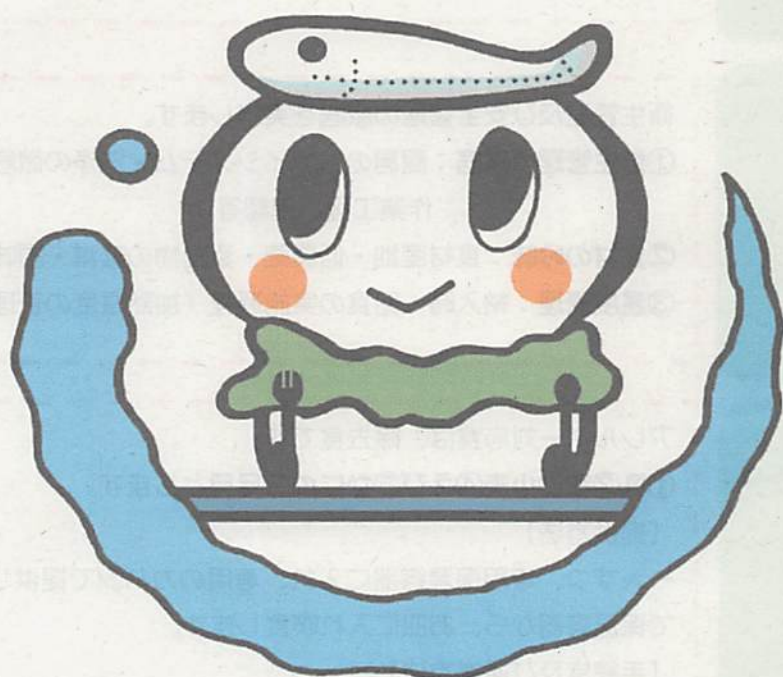


中学校給食

について

【食缶方式】



逗子市教育委員会

1. 給食は、生徒全員を対象としています。

逗子市中学校給食は、主食・副食・汁物・牛乳が揃った「完全給食」とし、生徒全員を対象に提供します。

2. 栄養バランスを考えた給食

献立は、中学生の嗜好や健康を考え、「食事摂取基準」をもとに、栄養バランスを考え、1か月単位で作成します。

好きなものだけでなく、不足しがちな食材や様々な調理法で工夫します。

※ ま(豆)ご(ごま)わ(わかめ)や(野菜)さ(魚)し(椎茸・キノコ類)い(芋)こ(米)の不足しがちな食材8品目。

1日1食	たんぱく質		脂質			ナトリウム	カリウム
830kcal	摂取1日1食 - 全体の 13~20%		摂取1日1食 - 全体の 20~30%			(食塩相当量) 2.5g未満	450mg
1日1食	鉄	ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	食物繊維	
120mg	4mg	300μgRE	0.5mg	0.6mg	30mg	6.5g以上	

3. 学校給食を通じて生きた教材として活用した食育を進める

旬の食材や地場産物の活用、行事献立などを取り入れ、給食を通じて様々な食品や料理に親しめるように献立を作成していきます。

ご家庭には1か月分の『献立表』を配布します。献立表と併せて、定期的に『給食だより』、『給食盛付表』を発行し、配布していきます。

4. 安全安心な給食

衛生管理及び安全管理の徹底を実施します。

- ①衛生管理の徹底：厨房のドライシステム・洗浄の徹底（3回の洗浄）・作業工程の確認等。
- ②食材の吟味：食材産地・低農薬・添加物の軽減・調味料等。
- ③温度管理：納入時・給食の実施過程（加熱温度の管理等）等。

5. アレルギー対応食について

アレルギー対応食は、除去食です。

- ①乳②卵③小麦④えび⑤かきの5品目とします。

【提供方法】

一人ずつ、専用保温容器に入れ、専用のカバンで提供します。教室では、自分で保温容器から、お皿に入れ喫食します。

【手続き及び運営方法】

小学校同様、①アレルギー対応食実施要望書②医師確認書③学校生活管理指導表（負荷試験の実施）を教育委員会へ提出してください。

★2カ月に一度、学校でアレルギー会議を実施します。

会議は、保護者、管理職、担任、養護教諭、教育委員会栄養士で構成します。

1.
給食の調理
【調理業者の厨房】

- ①食材の産地や内容に問題がないか確認します。
- ②加熱調理を徹底し、食中毒を予防します。
- ③給食は温度湿度が管理された部屋で配食します。

2.
配送
【トラックでの配送】

- ①学校には、給食専用車で配送します。
- ②給食は冷めないように保温食缶に入れ、温かい状態で提供します。

3.
学校にて
【教室及び配膳室】

- ①配膳室では、配送された牛乳や各クラスの給食を配膳員が受け取り、衛生管理や温度管理を行います。
- ②生徒が配膳室で給食を受け取り、教室に戻って配食した後、喫食します。
- ③給食を食べ終わったら、食缶及び食器を配膳室に返却します。
- ④配膳員は、食缶及び食器をトラックで厨房へ返却します。
- ⑤食缶及び食器は、洗浄、乾燥、殺菌後、翌日の盛り付け時間まで衛生的に保管されます。

給食費について

1.
給食食材費について

給食食材費として**1食335円（令和4年度現在）**が保護者負担となります。給食の調理や配送にかかる経費は、逗子市が負担します。

2.
給食費の支払方法について

給食費は前払い制です。**1か月分の給食代（5,800円）と口座振替手数料（105円程度）の合計5,905円（令和4年度）**を引き落とします。
※年間11回の引き落としとなります。最後の月で、調整をします。

3.
給食費の返金について

転出時等に残金の精算を行います。返還額や返還方法については、改めてお知らせします。

4.
欠席時の返金について

当日、体調不良などでの欠席や台風・大雪などによる休校の場合、給食材料を購入し準備を行っていることから返金出来ません。長期欠席の方については、学校教育課へご相談ください。

1.
全員喫食での提供から、
手続きは不要です。

★アレルギーのお子さんは
負荷試験を受け、要望書等
の提出をお願いします。

小学校同様、申請手続きはありません。自動的に全員に提供されます。

★アレルギーのお子さんは、「アレルギー対応食実施要望書」「医師確認書」「学校生活管理指導表」のご提出をお願いいたします。

小学校同様、年1回の負荷試験をお願いします。 ※国のガイドラインに準拠します。

★診断書等を提出いただいた方は、牛乳及びパン※等を除いた金額での提供となります。ただし、牛乳を除いた提供の生徒へは、発酵乳や乳飲料等の提供も出来ませんのでご了承ください。

★飲用牛乳のみ除去の場合、1食290円（令和4年度現在）。パン等（小麦アレルギー等）除去の場合は、年度末に清算し返金します。

★調味料等厳格な除去等、医師の指示によりお弁当の持参が必要な場合は、学校教育課へご相談ください。

その際には、「代替食要望書」のご提出をお願いいたします。

2.
給食費は、月額での当月
引き落としとなります。

給食費は、月額での当月引き落としとなります。毎月20日に引き落とします。20日が、土日祝日の場合は後ろ倒して、引き落としとなります。

※20日に引き落としが出来なかった場合は、コンビニエンスストアの窓口で支払う払込用紙を送ります。そちらで、お支払いください。未納等が発生した場合には、改めて学校教育課から連絡させていただきます。

※4月分については、5月に4月分と5月分の2回の引き落としとなります。を予定しております。

中学校給食 Q&A

Q 口座引き落としが出来なかった場合は？

A 払込用紙を使って、コンビニエンスストアでお支払いください。

Q 食物アレルギー除去食を食べる場合は、どのような手続きになりますか？

A 学校教育課へお問い合わせください。提出書類等をご提出の後、後日学校で小学校同様、面談をします。2か月に1度の開催を予定しております。面談では、除去される内容を確認します。給食提供当日は、専用のカバンに、一人分ずつ専用の保温容器で提供されます。名札で名前を確認の上、喫食してください。

発行：令和4年12月

逗子市教育委員会学校教育課

046(873)1111(代)内線519・529



特別号 ずし中学校給食かわら版 中学校給食におけるアレルギー等対応食について

逗子市立中学校給食では小学校給食同様、健康教育の一環として、食物アレルギーのある生徒のみなさんにも給食の時間を安全に過ごせるように、アレルギー等対応食の提供を行います。

1. 必ず手続きが必要です。

文部科学省の「学校給食における食物アレルギー等対応指針」に従い、「中学校給食における食物アレルギー等への対応指針」を策定し、市内の中学校で、安全を最優先に同じルールで対応します。

食物アレルギーの対応は、生徒の健康や生命にかかわる重要なものであり、必要な手続きや書類の提出がない場合は対応できませんので、必ず提出してください。

2. 食物アレルギー対応を希望する場合の手続きは次のとおりです。

【アレルギー疾患の場合】

- ①食物アレルギー等対応食実施要望書
- ②学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を学校へ提出してください。

【アレルギー疾患以外の場合】

- ①食物アレルギー等対応食実施要望書
- ②医師の確認書を学校へ提出してください。

3. 弁当の持参には、診断書と要望書が必要です。

重度のアレルギー疾患があり、対応食が困難な場合は、代替食持参要望書を提出してください。

重度のアレルギー疾患とは、コンタミネーションでアレルギーを起こす場合や調味料で発症する場合は、アレルギー等対応食の提供は出来ません。

4. 除去対応食は、5品目です。

「乳・卵・小麦・エビ・カニ」の5品目です。

★特に、小麦については除去しにくいものが多いので、個別に相談ください。

代替食の提供は行っておりません。メニューによっては、弁当をご持参いただく場合があります。

5. 問い合わせは教育委員会へ。

提出用紙は、学校教育課 046-873-1111（内 519・529）へご連絡ください。

その他、手続きのお問い合わせも学校教育課まで、お願いします。

発行：特別号

令和4年12月

逗子市教育委員会